

[事案 2024-20] 保険料払込免除等請求

・令和7年5月2日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2024-21] および [事案 2024-22] の申立人、[事案 2024-23] の申立人代表者と同一人である。また、[事案 2024-79] の申立人代表者の子である。

<事案の概要>

保険料の払込免除等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和5年5月上旬に入院して手術を受け、同月中旬に横行結腸がんと診断され、同月下旬に病名告知を受けたため、令和3年9月に契約した収入保障保険にもとづき保険料払込免除の請求をしたが、横行結腸がんは上皮内がんであり保険料払込免除事由に該当しないとの回答があった。しかし、以下の理由により、保険料が免除されることの確認を求めるとともに、既払込保険料相当額の慰謝料を支払ってほしい。

- (1) 募集人に対し、すべてのがんが保障対象となる保険を提案してもらうよう依頼し、募集人から提案を受けた本契約について契約した。
- (2) 申込時、募集人から、がんの種類や浸潤度により、保障の対象外になるがんがあるとの説明がなかった。もし、そのような説明を受けていれば、保険料の支払額が増えたとしても、すべてのがんを保障対象とする保険の申込みをしていたはずである。
- (3) 募集人に対して、がんと言われた場合の手続の流れ等を確認した際にも、がんの種類や浸潤度により、保障の対象外になるがんがあるとの説明はなかった。
- (4) 自分は、保険料払込免除の請求書の記載の時まで上皮内がんという言葉聞いたことがなかった。上皮内がんという言葉聞いたことがなかったということは、募集人が、申込時に説明をしていないということである。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 診断書において、申立人の傷病は大腸の粘膜内がんにあたり、本契約の約款に定める悪性新生物には該当しないことを確認したため、保険料払込免除事由に該当しないと判断した。
- (2) 申立人は、「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）を書面で受領し、内容の説明を受け、確認・了解しました」と記載のある申込書に署名の上で、本契約の申込みをしている。重要事項説明書では、初めて悪性新生物と診断確定されたときに保険料の払込みを免除することや対象となる悪性新生物の説明をしている。また、保険証券においても、保険料免除の対象となる悪性新生物について「所定の悪性新生物と診断確定されたとき」と記載されている。
- (3) 募集人は、募集時、申立人に対して設計書等を用いて説明を行い、上皮内がん等は対象外であることの説明を行った。
- (4) 申立人は、募集人が契約後に「がんと告知された時点で保険料の払込みが免除になる」との案内をしたと主張しているが、募集人は、申込時に正確な説明をしたことを前提として概括的な説明をしたにすぎず、誤った説明を行ったものではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。